

埼玉二情報

平成 28 年 5 月 25 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

《総務部》 理事会「会議メモ」等報告
①平成 28 年 4 月 8 日 (金) 第 1 回理事会

第 1 号議案 新入会員承認の件について

朝霞支部：市川 茂会員、大宮支部：武藤祐司会員、西部支部：霞 孝行会員、西部支部：中村真梧
会員、大宮支部：外山勇斗会員 5 名が承認可決した。

第 2 号議案 通常総会開催の件について

議長選出並びに議事録署名人の件について承認可決した。

第 3 号議案 事業報告書及び決算関係承認の件について

専務理事から 27 年度事業報告書について概要説明がありました。引き続き収支決算報告書に基づき
経理部長の概要説明がなされ原案を承認可決した。

第 4 号議案 総会における書面決議事項承認の件について

28 年度定時総会においては会員を代理人とする議決権行使を採用していくことで承認可決した。

第 5 号議案 被表彰者の選出承認の件について

表彰規程に基づき隔年の総会において表彰していくことで承認可決した。

第 6 号議案 埼玉県国民健康保険療養費審査委員会委員の推薦について

審査員の任期満了に伴い施術者代表 1 名の推薦については申し合わせ事項に基づき推薦していくこと
で承認可決した。

第 7 号議案 会員の件について

療養費の不正 (水増し、親族の架空) 請求が保険者の指摘により発覚し、今後の対応について検討し
ていくことで承認可決した。(該当会員数名)

第 8 号議案 支部顧問医契約について

浦和支部顧問医が逝去されたことにより、新たに佐藤智久医師を支部顧問医としていくことで承認可
決した。

第 9 号議案 第 39 回関東学術大会埼玉大会学会準備委員会・実行委員会設置について

運営準備委員会 15 名、内小委員会 7 名とし、実行委員会 (前日・当日) 37 名としていくことで承認
可決した。

②平成 28 年 5 月 20 日 (金) 第 2 回理事会

第 1 号議案 新入会者の入会承認について

西部支部：井手 信作、川越支部：金子 陽一の 2 名が承認可決。

第 2 号議案 埼玉県柔道連盟への寄付の件について

予算通り、5 月 29 日埼玉柔道大会において寄付をしていくことで承認可決した。

第 3 号議案 職員定期昇給・第 4 号議案 夏季手当について一括審議

療養費の目減り等厳しい状況下にあることから昨年並みとしていくことで承認可決した。

第 5 号議案 平成 28 年熊本地震支援金の件について

日整から会員一人 1,000 円以上の協力要請がきております。会員からの義援金を 500 円とし、
本会から 500 円補助していくことで承認可決した。

※なお、東北地方太平洋地震の際には 5,000 円の協力要請の内 3,000 円を会から補助しております。

平成 28 年度定時総会報告

平成 28 年 5 月 15 日 (日) 午前 10 時より、平成 28 年度定時総会が埼玉県県民健康センターにおいて開催さ
れた。全会員 829 名のうち出席者 85 名、委任状提出者 590 名、計 675 名出席により総会は有効に成立し、
大河原晃副会長により開会が宣言された。続いてこのたびの震災で犠牲になられた方々と、本会物故会
員に黙祷がさげられた。渡邊会長の挨拶の中で、平成 21 年に民主党政権で事業仕分けが行われ、翌年
には会計検査院から厚労省への指摘があり、部位制限や保険組合からの文書照会が厳しく行われた結
果、日整の保険取扱額 (療養費) は平成 21 年に 1,761 億円から平成 26 年には 1,401 億円に減少してしま

いました。他の保険制度の改正により自己負担割合の増大や介護保険、後期高齢者医療制度による高齢
者の保険料負担額の増加なども影響しております。しかし近年は個人契約者の請求額が激減し日整会員
より、1 件当たりの請求額が低くなっております。これは保険者からの信用度が日整会員の方が高いと
考えられます。また日整が厚労省に要望していた 3 年間の実務経験と研修に対して厚労省案が 13 日に発
表されました。本会の事業運営に関しても費用対効果をかんがみ乍ら活動してきたこと等が述べられた。
次に、会長表彰受賞者の表彰に移り、永年会員、功労会員、永年勤続職員等 25 名が会長表彰を受賞した。
この後、来賓からの祝辞の後、大宮支部・銭場信夫会員を議長に選出し議案審議に入った。

当日審議された議案は下記のとおりである。

第 1 号議案 事業報告 平成 27 年度収支決算報告書 監査報告

事業報告・決算報告について、総務部長、経理部長から概要説明がなされた後、質疑応答が行われ可
決承認された。渡辺一民副会長の閉会の辞により本総会を終了した。

《保険部》

○最近の保険者による返戻事例

- ・ 同一患者において負傷と治癒を繰り返し「転位転がし」の指摘。
- ・ 長期施術・多部位施術における負傷の原因並びに長期理由が同一によるもの。
- ・ 資格喪失後の受診による返戻。

○保険者からの追跡調査による行政指導

『**施術内容の疑義、日数の相違、家族・従業員の施術等**』で行政指導の対象会員数名の報告がきてお
ります。また、会員の指導にあたった結果、これら指導で共通して言えることは**施術録の不備が見られ、
急場しのぎにて指導当日用に作成されております。施術録が療養費支給申請の根源をなすものであること
を再認識し、すみやかに負傷原因その他の必要事項を、施術者本人が明確に記載し、適正な支給申請
の証拠として整備に努めるようお願いいたします。**また、領収証の交付が義務付けられているにも関わ
らず指導された会員は発行していないことの指摘もありました。

※領収証の交付について

柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等費用の支払を受けるときは、領収証を無償で交付しな
ければならない。交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の
内訳が分かるものである。

●柔道整復師不正防止に実務経験 厚生省原案 朝日新聞 5 月 14 日 (土) 朝刊

厚生労働省は 13 日、接骨院などで働く柔道整復師による健康保険の架空請求や不正請求が相次ぐこ
とを受けて、不正防止策の原案をまとめた。3 年程度の実務経験と研修の受講を経なければ、患者の
窓口負担が療養費の 1~3 割で済む「受領委任制度」を使えないようにするのが柱だ。年内にもにも
不正防止策を決める。この日開かれた社会保障審議会の専門委員会を示した。柔道整復師は資格をと
れば開業でき「受領委任制度」を使える。この制度を簡単に利用できることが不正の温床になってい
るとみて、条件を厳しくする。実務経験の基準を満たさずに開業する場合は、患者が窓口でいったん
全額を払い、あとで健康保険組合などに請求することになる。

行事予定

○顧問医相談日・県民相談日

☆日時 28. 6/8・22 (水) 午後 1 時~

○28. 7. 3 (日) 中関東柔道大会 山梨県

○28. 10. 16 (日) 28 年度保険業務講習会

クレア鴻巣

○28. 11. 13 (日) 学術研修会

○29. 3. 12 (日) 日整学会関東大会 大宮ソニックシティ

慎みてお悔やみ申し上げます

町田泰雄会員 (大宮支部) 28. 4. 13

佐藤 茂会員 (中央支部) 28. 4. 17